

アメリカの貿易政策における保護主義とその変容

山城 秀 市

第二次世界大戦後、アメリカはGATT、WTO体制を主導し、世界経済の復興と発展に大きな役割を果たした。ところが、一九七〇年代からアメリカの経常収支赤字が拡大し、他方で、八〇年代の新興産業国家の台頭は貿易市場の競争を激化させ世界貿易のシェアを増大させていく。これらの国々では、輸出信用に対して公的資金を投入し支援していたが、アメリカの輸出産業は、インフレーションに悩みドル高と記録的な高金利に苦しんでいた。そのなかで、アメリカ産業の国際競争力の減退は国内政策だけでなく対外政策にも影響を与えていく。

本稿は、アメリカの貿易政策における保護主義の台頭とその変容が叙述課題である。第一節では、アメリカにおける保護貿易主義台頭の背景として七〇年代初頭の貿易収支の大幅赤字の推移をみた後、その契機が一九七一年八月のニクソン声明とこれにもとづく新経済政策、および七四年四月の通商改革法にあったことをみる。

第二節では、第二次世界大戦前の貿易政策をホーレイイスムート関税法及び互惠通商協定法によって保護主義を説明した。一九三〇年の非合理的なホーレイイスムート関税法による大幅な関税引き上げは各国の報復を招いた。これら関税引き上げは、世界貿易の減退を加速させ、世界経済の縮小をもたらした。

第三節は、七〇年代以降の保護主義の変容の詳細について説明する。八〇年代に入って、アメリカの貿易政策は議会を中心に保護主義的傾向を強める。ニクソン政権は七四年通商法三〇一条の積極的な発動、不公正貿易慣行の是正、二国間交渉の強化、FTAの推進等々、貿易政策の重点を自由貿易から公正貿易に移行させる。一九八八年包括通商・競争力法は三〇一条の大幅修正によってより強化されたスーパー三〇一条が適用される。

第四節、輸入保護主義は三〇一条規定をバグワティの所説によって説明した。不公正な貿易の結果、二国間貿易における数量重視の偏向、一国の輸入についての輸出自主規制、輸出についての輸入自主拡大等々、代替手段がとられることの危険性の指摘である。さらに、クリントン政権では管理貿易が推進され、一方で国内政策としてアメリカ産業の競争力低下に対応する競争力強化策がとられる。

一 自由貿易主義対保護貿易主義

アメリカにおける保護貿易主義が現在につながる形で最も顕著になってきたのはいつか、またどのような背景のもとに制度化されるに至ったのか、という問は変化する貿易政策課題のなかでも大きなものである。本来、保護主義が有害なもので、それが広がるのを防ぐべきであるということが世界的に明確に意識されるようになったのは第二次世界大戦後であろう。戦前の関税引き上げ競争やブロック経済化の反省からGATTが設立され、数次のラウンド（協

定)を経て、関税引下げなど自由貿易化の動きが大きく進展した。しかし、二度の石油危機による低成長経済への移行を契機に、七〇年代以降、世界経済は再び保護主義が台頭し、とくにアメリカにおける保護貿易主義は著しく変容し、推移している。

一九四七年のIMF体制の発足以来、アメリカは国際貿易、国際資本取引の促進に中心的な役割を果たした。とくに、西ヨーロッパを中心とした大戦後の世界貿易の復興は、アメリカの対外経済政策によるドル資本の供給によってなしとげられたものであったが、五〇年代以降、世界主要国の経済は急速に進展、それまでアメリカから流出したドルがこれら諸国に蓄積されていく。加えて、アメリカの国際収支悪化に伴って対外ドル残高の累積と金流出が増加し、国際通貨としてのドル危機が発生する。IMF体制のもとでは国際流動性が不足する時期には、国際通貨供給国としてのアメリカの国際収支赤字はドル過剰をもたらし、国際通貨体制は危機に直面することになる。このような状態のもとでは、アメリカの国際収支改善が国の内外から要求されることになるが、六〇年代初頭のアメリカはまさにこのような立場に立たされたものであった。アメリカは六〇年代を通して国際収支改善にさまざまな対策を講じたが、ドル危機はますます強まり、七一年八月、ついにドルの金交換が停止されIMF体制は実質的に崩壊するに至る。

一九七一年八月一日、ニクソン大統領はジョン・コナリー財務長官に駆り立てられて声明を発表、ドルの平価切り下げを主要な目的としていくつかの関連する手段を伴う画期的な経済政策を打ち出した。これは対外及び対内経済政策を含む総合的なもので、対外政策としては、金とドルの交換を一時停止するとともに、国際収支改善のために輸入に対して一時的に一律一〇%の課徴金を課すというものであった。ニクソンの演説によるその狙いは、「不公正な為替レートによってアメリカ製品が不利益をこうむらないようにする」⁽¹⁾のを確実にすることであり、「不公正な措置

がなくなれば、輸入関税も同時になくなるであろう⁽¹⁾というものであった。

ここで、保護貿易主義が台頭する契機となる七〇年代初頭の国際収支状況に触れる。五〇年代後半から六〇年代初の国際収支の動向は、五七年までは比較的安定を保つが、五八年～六〇年の間の総合収支は年三五億ドル以上的大幅な赤字を計上する。これを詳細にみると、五八年～五九年の貿易収支の黒字激減が総合収支赤字の決定的要因となっているが、これが六〇年には、民間資本収支の赤字、とくに短期資本の大量流出と政府借款の増大が決定的要因となっている。七〇年代のアメリカの対外経済取引における特徴は、貿易収支の顕著な変動である。注目されるのは、貿易収支が七一年戦後はじめて大幅赤字に転化したことにある。六〇年をみると、六四年に六八億ドルの大幅赤字を示している。その後、七一年の貿易収支が約二三億ドルの赤字、それが七二年には約六四億ドルと大幅な赤字を計上するに至る。六〇年代のアメリカ経済は一九四七年以降の戦後復興需要期を経て、いわゆる輸出競争力一般による貿易収支黒字のピークは六四年にあった。これを境に黒字が減少し六八年、六九年には両年ともわずか六億ドルの黒字へと収縮している。このことから現在に続くアメリカの一般工業製品の国際競争力低下の始点が六〇年代の中葉にあったことが分かる⁽²⁾。

七〇年代のアメリカの国際収支問題の推移は、六〇年代の国際収支の悪化により国際通貨不安がたかまり、他方、六〇年代後半から深刻化してきた国内のインフレーションが大きな影響を与え、これがまた国際収支に重大な危機をもたらしした。(表I-1) 七〇年代初頭の貿易収支で注目されるのは、七二年の六四億ドルにのぼる大幅赤字である。これが七三年一〇月の第一次石油危機の勃発によって七四年には五三億ドルの貿易収支赤字を計上する。七四年までの品目別貿易収支は原料・燃料の輸入で七三年、七四年の対前年度比の増加が著しい。七三年、七四年対前年度比増

表 I - 1 アメリカの国際収支 (1958-75年)
(100万ドル、四半期データは季節調整済み、注釈を除く)

年	財・ ²		軍事取引			純投資所得		純旅行 輸送受取	その他 サービス	財 サービス ⁴ 収支	送金・年金 その他の一方的 取引 ⁵	経常収支	
	輸 出	輸 入	純収支	直接支出	売 却	純収支	民 間 ³						政 府
1958...	16,414	-12,952	3,462	-3,435	300	-3,135	2,008	168	-633	486	2,356	-2,361	-5
1959...	16,458	-15,310	1,148	-3,107	302	-2,805	2,147	68	-821	573	310	-2,448	-2,138
1960...	19,650	-14,758	4,892	-3,087	335	-2,753	2,270	17	-964	579	4,040	-2,308	1,732
1961...	20,108	-14,537	5,571	-2,998	402	-2,596	2,832	105	-978	594	5,529	-2,524	3,005
1962...	20,781	-16,260	4,521	-3,105	656	-2,448	3,177	134	-1,152	809	5,042	-2,638	2,404
1963...	22,272	-17,048	5,224	-2,961	657	-2,304	3,227	98	-1,309	960	5,897	-2,754	3,143
1964...	25,501	-18,700	6,801	-2,880	747	-2,133	3,926	9	-1,146	1,041	8,499	-2,781	5,718
1965...	26,461	-20,510	4,951	-2,952	830	-2,122	4,143	26	-1,280	1,387	7,105	-2,854	4,251
1966...	29,310	-25,493	3,817	-3,764	829	-2,935	3,543	55	-1,331	1,365	4,514	-2,932	1,582
1967...	30,666	-26,866	3,800	-4,378	1,152	-3,226	3,865	41	-1,750	1,612	4,340	-3,125	1,215
1968...	33,626	-32,991	635	-4,535	1,392	-3,143	3,941	63	-1,548	1,630	1,578	-2,951	-1,374
1969...	36,414	-35,807	607	-4,856	1,528	-3,328	3,471	156	-1,763	1,833	977	-2,994	-2,017
1970...	⁸ 42,469	⁸ -39,866	⁸ 2,603	-4,855	1,501	-3,355	3,631	-112	-2,023	2,190	2,938	-3,294	-356
1971...	43,319	-45,579	-2,260	-4,819	1,926	-2,893	5,659	-956	-2,315	2,509	-256	-3,701	-3,957
1972...	49,381	-55,797	-6,416	-4,784	1,163	-3,621	6,208	-1,888	-3,028	2,789	-5,954	-3,848	-9,802
1973...	71,410	-70,499	911	-4,629	2,342	-2,287	8,188	-3,010	-3,086	3,188	3,905	-3,883	22
1974...	98,310	-103,679	-5,369	-5,035	2,952	-2,083	13,461	-3,234	-3,107	3,919	3,586	⁸ -7,184	-3,598
1975...	107,088	-98,058	9,030	-4,780	3,897	-883	9,430	-3,423	-2,503	4,666	16,316	-4,620	11,697

1. 軍事補助金を除く。
2. 評価額、カバレッジ、および時間的調整における差額は統計調査データから調査済み。
3. 合衆国における合衆国海外直接投資あるいは海外の直接投資の手数料、特許権使用料は純投資所得から除き、その他サービスに含めた、純額。
4. 概念上、経常勘定収支の統計および特別引出権 (SDR) の割当ては、その2項目が修正と限定された品目等の点で異なるが、国民所得および生産勘定における純海外投資に等しい。
出所) Ibid, 1977年、P-296

表 I-1 アメリカの国際収支 1960-75 年 (続き)
(100 万ドル、四半期データは季節調整済み、注釈を除く)

年・四半期	合衆国海外資産、純額		増加／資本流出 (－)		合衆国における海外資産、純額		増加／資本流入 (＋)		特別引出権 (SDR) 割当		統計上の不整合		合衆国準備、資産、純額 (非調整、期間終了)
	合 計	合衆国外貨準備資産	その 他 合衆国政府資産	合衆国民間資産	合 計	海外公的資産		その 他 海外資産	合 計	合衆署名なしの品統計	四半期調整の不一致		
						海外公的資産準備機関	準 備						
1960	－2,833	2,145	－1,100	－3,878	2,120	1,473	1,258	647		－1,019		19,359	
1961	－4,484	606	－910	－4,180	2,467	765	741	1,701		－988		18,753	
1962	－2,979	1,533	－1,085	－3,426	1,697	1,270	1,118	427		－1,122		17,220	
1963	－5,764	377	－1,662	－4,479	2,981	1,986	1,558	995		－360		16,843	
1964	－8,128	171	－1,680	－6,618	3,317	1,661	1,363	1,656		－907		16,672	
1965	－4,176	1,222	－1,605	－3,793	382	132	67	249		－457		15,450	
1966	－5,530	568	－1,543	－4,554	3,320	－674	－787	3,994		628		14,882	
1967	－8,025	52	－2,423	－5,653	6,938	3,450	3,367	3,488		－128		14,830	
1968	－8,572	－880	－2,274	－5,418	9,439	－776	－761	10,215		507		15,710	
1969	－8,823	－1,187	－2,200	－5,436	12,270	－1,301	－1,552	13,571		－1,430		16,964	
1970	－6,032	2,477	－1,589	－6,920	5,923	6,907	7,362	－984	867	－402		14,487	
1971	－9,596	2,348	－1,884	－10,060	22,445	26,895	27,405	－4,450	717	－9,609		12,167	
1972	－10,245	32	－1,568	－8,708	21,127	10,705	10,322	10,422	710	－1,790		13,151	
1973	－16,434	209	－2,645	－13,998	18,519	6,299	5,145	12,220		－2,107		14,378	
1974	－33,392	－1,434	⁹ 365	－32,323	32,433	10,981	10,257	21,452		4,557		15,883	
1975	－31,593	－607	－3,463	－27,523	15,326	6,899	5,166	8,427		4,570		16,226	

5. 金、特別引出権 (SDR)、兌換通貨およびIMF外貨準備持高から成る。

6. 増加 (100 万ドル) に含まれるのは以下のとおりである。1969 年 10 月のドイツマルクの平価切上げによる 6,700 万ドル。1971 年 10 月 31 日外貨のドル価値の市場為替相場を反映した再評価額、2,800 万ドル。

1972 年 5 月 8 日、為替平価での交換から 1,016 百万ドル。1973 年 10 月 18 日のドル平価での交換から 1,436 百万ドル。

1974 年 7 月初、SDR の価値と IMF の外貨準備持高は加盟 16 ヶ国通貨の為替レート加重平均をベースにする。1974 年 7 月以前では 1974 年 12 月 31 日の外貨準備資産は 15,812 百万ドル。

1975 年 12 月 31 日、16,366 百万ドル。1976 年 18,895 百万ドル。

7. 個別には利用不可能

8. 1970 年初のデータでは厳密に比較できない。

9. インドとの合衆国政府特別取引を含む。

注) 合衆国外貨準備資産、合衆国海外民間資産および合衆国の海外資産の四半期データは季節末調整。

出所) Ibid., 1977 年、P-197

加はそれぞれ約一四六億ドル、約一八三億ドル、増加率が三四・二%、五七・七%である。前記七四年の五三億ドルの赤字は、第一次オイルショックの影響をかなり忠実に反映したものと^③いえる。しかし、七六年の九四億ドルの赤字再転化を前兆として、七七年以降、貿易赤字は年間平均三〇〇億ドルを越え、以来、止まるところ知らない大幅な赤字が継続した。民間長期資本収支は、六七年以降、年間五〇億ドル強の資本流出が続いているが、それが七一年一〇〇億ドル、政府資本収支黒字を差し引いても九五億ドルの資本流出である。これが七四年には、それまで黒字を計上していた政府公的準備が一四億ドル減少し、民間長期資本収支三三三億ドルとの合計収支は三三三億ドルの資本流出を記録した。この間に国際通貨不安が強まり、マルクへの投機が激化したため、一九七一年五月五日西ドイツの為替市場は閉鎖され、マルクのプロット移行が決定され、それにオランダが追随した。このマルク投資によってアメリカからの短期資本流出に拍車がかかり、七一年前半の短期資本の流出は八〇億ドル近くに^④のぼり、七一年前半期の国際収支は純流動性ベースで一六六億ドル、公的決済ベースで二三八億ドルの巨大な赤字となった。

このような危機に直面してニクソン大統領は、前述、一九七一年八月のニクソン声明によって総合的な対外および対内経済政策を打ち出した。金とドルの一時交換停止は、ドルが六八年の金の二重価格制ですでに形骸化していた金の裏づけを公的にも喪失した。このニクソン政権の新経済政策の発表によって世界主要国は相次いで変動相場制に移行していたが、この強行手段によってもアメリカの国際収支改善には即時的効果をあげるにはいたらなかった。輸入課徴金の導入によっても貿易収支赤字がわずかに緩和されたにすぎない。輸入は減少したものの、それを上回る輸出の減少により、七一年の貿易収支は年間を通じて二三億ドルの赤字を記録した。また、国際通貨不安を反映して七一年末にも一三二億ドルにのぼる短期資本が流出していったため七一年の国際収支は純流動性ベースでは二九七億ドル

をこえる大幅な赤字を計上した。戦後アメリカの国際収支の基本構造は、前述の国際流動性充足のために、アメリカの国際収支赤字によるドル過剰を必然化させ、一方で、これが貿易収支の黒字によって相殺される関係が基本となっていた。そして、アメリカの産業上の優位が後退し外国製品の輸入が増大してくるのにもなつてアメリカでは六〇年代末から保護貿易主義が台頭することとなった。輸入競争によって被害を受けた産業の関係者たちは、政府に輸入制限の実施を要求、その圧力により議会には多くの保護法案が提出された。七〇年のミルズ法案、七二年のバークIIハートケ法案はその顕著な事例であり、また八二年のローカル・コンテンツ法案(自動車部品国内調達法案)も分野が限定されているがこの種の法案である。^⑤こうした状態は戦後アメリカの圧倒的な経済優位の崩壊を反映するものとみられた。その結果、アメリカの産業や企業と労働者はより大きな対外競争を経験することとなり、政府は新たな貿易規制を求める圧力にさらされることになった。保護を求めて圧力をかけ始めた産業とは、人造繊維製品の輸入増加を憂慮した繊維・衣料製造業者、EEC結成によって高成長を続けるヨーロッパや高度成長を実現した日本との競争を懸念した鉄鋼会社である。ケネディ・ラウンドを支持して労働界(AFL-CIO)は新しい競争状態によって「旧来の自由貿易」の概念とその反対概念の「保護主義」が急速に時代遅れなものになってしまったと論じ、いまや「秩序ある世界貿易の発展」を目的とした政策を要求する。^⑥

保護主義への一定の譲歩、外圧による日本やその他諸国に対する市場開放の促進、ドル切り下げ効果の発現などがアメリカの貿易政策の展開を可能にした。ニクソン政権は一九七三年四月一〇日五年間のGATTの多角的通商権限を得るために通商改革法案を提出した。^⑦この法案には、大統領に対する多角的通商交渉権限の授権、非関税貿易障壁削減交渉権限の授権、不公正貿易相手国からの輸入制限の授権、エスケープ・クローズによる貿易救済条件の緩和、

途上国への経済援助として、ほとんどの製品と半導体輸入に対する関税の撤廃、等々が盛り込まれていた。⁽⁸⁾これは七二年外国貿易投資法案（いわゆるバーク・ハートケ法案）であり、AFLCIOが起草し、民主党上院議員バーク（Burke）が提案者となり、民主党下院議員で下院歳入委員会委員長のミルズ（Willbur D. Mills）が支持した。同法案は多国籍企業の対外投資を規制し、輸入に数量制限を課そうとする保護主義法案であったが、上院歳入委員会では否決された。これに代わってニクソン政権が提案した通商法案が七四年通商改革法として成立した。この七四年通商法は保護貿易勢力への重大な譲歩を代償として成立したものであった。一定の妥協のもとではあるが、自由貿易と保護貿易の両勢力の間で「公正な通商」という共通の基盤ができつつあった。保護主義条項は強化され、通商法の枠外で繊維、鉄鋼その他輸入品に輸入規制措置（あるいは対米輸出自主規制）が導入される。

二 第二次世界大戦前の貿易政策

七〇年代以降の貿易政策・個別法における保護主義の変化の詳細をみる前に、第二次大戦前の保護主義的通商法に簡単に触れる。周知のように、一九二九年～三三年の世界大恐慌は、その規模の大きさ、深さで資本主義の歴史において未曾有なものとされるが、もつとも深刻な破壊と衝撃をうけたのはアメリカであった。この大不況によってアメリカ経済の受けた影響は国内の経済状況の悪化にとどまらず、外国貿易の低落傾向において示された数値はさらに衝撃的である。その一般的な特徴は次のように要約できる。①アメリカ国内だけでなく世界の市場のどこでも見られた購買力の減退、②一九二九年以降のアメリカの対外貸付金の停止、③外国為替取引におけるアメリカドルの手数料はアメリカ商品に対する購買力を妨げた、④アメリカの高関税政策はアメリカ商品に対する報復関税と許認可あるいは

割当政策による特別な差別化をもたらした。⁽⁹⁾

一九三〇年代の大不況によつては、アメリカ資本の引揚げとアメリカ国内およびヨーロッパ諸国の購買力の減退が国際貿易に影響を及ぼし、これらが世界的な物価下落と結びついて、今度はヨーロッパ各工業国に累積的な不況を及ぼしていく。このことがまた、世界各地域において商品の需要を一層減退させ、卸売物価の低下と世界貿易の減少に拍車をかけた。そこで世界各国は世界経済不況に対応する手段として、金本位制からの離脱と国内経済の自立計画の着手を余儀なくされる。これは、より直接的には自国の工業と農業を外国の価格切り下げ競争から輸入削減による国際の維持のために、各国は輸入関税の改定および切上げを行い、さらに輸入の数量制限をおこなった。これら世界各國の貿易政策は、さらに報復措置と一層の需要減退、価格下落を招き、とくにアメリカの輸出にきびしくはねかえつてきた。⁽¹⁰⁾

ホーレイ・スモート関税法 (Hawley-Smoot Act of 1930) は、共和党フーバー政権のもとで一九二九年五月に下院を通過した後、三〇年に上院を通過し、四月には両院協議会で討議されて最終的に可決され、三〇年六月一七日に成立した。同法は農業不況のもとで農産物関税引き上げの政治的な意図を反映したものであるが、関税措置として一九二一年の緊急関税法、フォード・ニール・マッカーバー関税法 (Fordney-McCumber Tariff of 1922) と同様、保護関税の性格を強くもっていた。当時、アメリカ国内には諸外国との競争激化を恐れる声が上がっていた。製造業者は第一次世界大戦後の競争激化による輸出減少を恐れた。ヨーロッパの経済状況は不安定で、通貨は混乱している上、ヨーロッパをはじめとする諸国家がダンピング、政府の補助金などを通して不公正な方法を追求してくるのではないかという恐れがアメリカ国内に強まった。

ホーレイイスムート法の基本的特徴は、第一に広範囲にわたる高関税ということ、第二に歴史的にみて課税品目の平均税率が高いこと、第三は、当時の諸外国と比較しても高関税ということである。⁽¹¹⁾ ホーレイイスムート法の関税引き上げは、農産物のみならず化学品、油、ペイント、陶磁器、ガラス器、金属、金属製品、綿製品、亜麻製品、羊毛製品、絹製品、人絹製品などの工業製品をも含む広範囲なものであった。第二の特徴に関しては、全輸入平均関税率はさほど引上げられなかったものの、課税品平均税率はホーレイイスムート法により相当引上げられた。諸外国との比較による関税水準についても、一九二〇年代のアメリカの関税水準は諸外国と比べて高かった。スペインに次いで高率であり、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、イタリアなどのヨーロッパ諸国よりかなり高かった。それがホーレイイスムート法によりさらに引上げられたのである。フオードニーマッカンバー法は化学製品などを含めて広範囲にわたり大幅に引上げたとしてホーレイイスムート法と同様に高関税と位置付けられているが、両者の成立前後の状況が大きく異なっていたため、諸外国に与えた影響はさほど大きくなかった。⁽¹²⁾ これによって税率の引上げられたものが八九〇品目、引き下げられたもの二三五品目で、関税委員会の報告によると、農業原材料に対する平均税率は従来の三八・一%から四八・九二%に引上げられ、農産物以外の平均従価税率は三一・〇二%から三四・三%に引き上げられている。⁽¹³⁾ 同法による大幅な関税引き上げは、ただちに各国の報復を招いた。スイスはアメリカの輸出品をボイコット、スペインがパイプ関税をもつて、カナダは三二年八月のオタワ協定まで三回にわたって関税を引上げ、イタリアはアメリカ製自動車に対し報復措置をとった。さらに、三一年九月にイギリスが金本位制を離脱した後、通貨不安によって関税引き上げなどの貿易制限措置が相次いで実施されるようになる。これら関税引き上げ競争は世界経済の縮小を招いた。しかし、非合理的な三〇年ホーレイイスムート法と高率関税の実施はそれ自体

の中に自己修正すべき要因を含み、このなかで孤立することはアメリカの利益に反するということが自覚させられるに至る。一九三三年に始まるニューディール政策では当面する大不況の克服を目的とする国内政策が中心を占め、関税政策は副次的なものだったが、議会においても関税制度を合理化すべきとの反省が生まれてきた。ここにおいて、互恵通商協定を通じて関税率を引き下げる方向が模索される。

一九三四年六月一二日互恵通商協定法案 (Reciprocal Trade Agreement Acts, Public Law No.316, 73rd Congress) は議会を通過し、ルーズベルト大統領がこれに署名した。同法案は三〇年関税法の修正法でわずか三頁の法律にすぎないが、大幅な関税権限を大統領に認め、国際協定を重視する行政主導の通商政策への政策転換をもたらすことになった。¹⁴ 互恵通商協定法の通過の意義は輸入からの国内産業の保護ではなく、輸出拡大を通じて景気拡大をはかるということと同時に、関税引下げによる輸入の拡大もやむを得ないと公式に認めた点にある。すなわち保護関税の孤立主義的政策から自由主義的政策への転換を余儀なくされる情勢にあったといえる。そして、この政策転換の動因は世界恐慌とホーレイ・スミート法の関税のもとでの四年間の国内・国外における経済困難の深刻化にあった。これには、一方で輸入の拡大から自国産業を保護するという産業育成論が伝統的に根強く存在していたことはいうまでもない。アメリカの貿易構造がヨーロッパの工業国に対しては農産物を輸出して工業製品を輸入、南米、アジア等低開発国に対しては農産物、その他の原材料を輸入して工業製品を輸出するということから互恵通商が国内工業と農業を世界との競争にさらすことになるという農業保護の見地に立つものであった。¹⁵

三 保護貿易主義の変容

七〇年代以降の保護貿易主義をみる前に、その背景となった貿易収支の推移と為替政策について触れる。七〇年代前半のアメリカの貿易収支は一九七一年には五〇年代、六〇年代の黒字基調から一転し、その後は七三年、七五年を除き、恒常的な赤字が継続する。七〇年代の世界経済は固定相場制から変動相場制への移行、二度の石油危機等大きな変化に直面するが、一九七一年の貿易収支の赤字化もこうした時代の転換点を示すものといえる。その後、一九七七年から八二年の間のアメリカの貿易収支は、およそ三〇〇億ドル程度の赤字を継続するが、レーガン政権の経済政策により貿易収支赤字は八三年から急激な増加を始め、八七年には一、五九五億ドルと歴史的な赤字を記録することになる。(表Ⅲ-1) 輸出の停滞と輸入の増大により貿易収支が急速に変化したのである。これには高金利によりインフレ率が低下したことも作用したが、¹⁶⁾変動為替相場は一九八〇年七月からピークの八五年二月までに八七%の上昇となった。八〇年から八五年の四年間の輸出数量の年増加率はわずか〇・三六%にすぎない。アメリカの輸入増加は、第二次石油危機後の不況に苦しんでいた世界経済を立ち直らせる契機となったが、アメリカ産業の国際競争力の低下も示している。八八年以降のアメリカの貿易収支は、八五年のプラザ合意以降のドル安の効果もあり、徐々に改善傾向をたどる。

一九八〇年代前半、台湾、メキシコ、ブラジル等新産業国家の台頭は貿易市場の競争を一層激化させ、世界貿易のシェアを増大させていく。これらの国々はまた、輸出信用に対して公的資金を投入し支援していたが、アメリカの輸出業者はインフレーションに悩み、ドル高と記録的な高金利が進行していた。アメリカ経済は八二年後半、景気後退

表Ⅲ－１ 米国の国際収支（1952～2010年）

[100万ドル、四半期データは季調済み、貸方（＋）、借方（－）]

年/四半期	財			サービス			財・ サービス 収支	所得受取・支払			経常移転 収支 ²	経常収支
	輸出	輸入	貿易収支	軍事取引 収支 ¹	旅行・ 輸送収支	その他 サービス 収支		受取	支払	所得収支		
1952.....	13,449	－10,838	2,611	528	83	309	3,531	2,751	－555	2,196	－5,113	614
1953.....	12,412	－10,975	1,437	1,753	－238	307	3,259	2,736	－624	2,112	－6,657	－1,286
1954.....	12,929	－10,353	2,576	902	－269	305	3,514	2,929	－582	2,347	－5,642	219
1955.....	14,424	－11,527	2,897	－113	－297	299	2,786	3,406	－676	2,730	－5,086	430
1956.....	17,556	－12,803	4,753	－221	－361	447	4,618	3,837	－735	3,102	－4,990	2,730
1957.....	19,562	－13,291	6,271	－423	－189	482	6,141	4,180	－796	3,384	－4,763	4,762
1958.....	16,414	－12,952	3,462	－849	－633	486	2,466	3,790	－825	2,965	－4,647	784
1959.....	16,458	－15,310	1,148	－831	－821	573	69	4,132	－1,061	3,071	－4,422	－1,282
1960.....	19,650	－14,758	4,892	－1,057	－964	639	3,508	4,616	－1,238	3,379	－4,062	2,824
1961.....	20,108	－14,537	5,571	－1,131	－978	732	4,195	4,999	－1,245	3,755	－4,127	3,822
1962.....	29,781	－16,260	4,521	－912	－1,152	912	3,370	5,618	－1,324	4,294	－4,277	3,387
1963.....	22,272	－17,048	5,224	－742	－1,309	1,036	4,210	6,157	－1,560	4,596	－4,392	4,414
1964.....	25,501	－18,700	6,801	－794	－1,146	1,161	6,022	6,824	－1,783	5,041	－4,240	6,823
1965.....	26,461	－21,510	4,951	－487	－1,280	1,480	4,664	7,437	－2,088	5,350	－4,583	5,431
1966.....	29,310	－25,493	3,817	－1,043	－1,331	1,497	2,940	7,528	－2,481	5,047	－4,955	3,031
1967.....	30,666	－26,866	3,800	－1,187	－1,750	1,742	2,604	8,021	－2,747	5,274	－5,294	2,583
1968.....	33,626	－32,991	635	－596	－1,548	1,759	250	9,367	－3,378	5,990	－5,629	611
1969.....	36,414	－35,807	607	－718	－1,763	1,964	91	10,913	－4,869	6,044	－5,735	399
1970.....	42,469	－39,866	2,603	－641	－2,038	2,330	2,254	11,748	－5,515	6,233	－6,156	2,331
1971.....	43,319	－45,579	－2,260	653	－2,345	2,649	－1,303	12,707	－5,435	7,272	－7,402	－1,433
1972.....	49,381	－55,797	－6,416	1,072	－3,063	2,965	－5,443	14,765	－6,572	8,192	－8,544	－5,795
1973.....	71,410	－70,499	911	740	－3,158	3,406	1,900	21,808	－9,655	12,153	－6,913	7,140
1974.....	98,306	－103,811	－5,505	165	－3,184	4,231	－4,292	27,587	－12,084	15,503	－9,249	1,962
1975.....	107,088	－98,185	8,903	1,461	－2,812	4,854	12,404	25,351	－12,564	12,787	－7,075	18,116
1976.....	114,745	－124,228	－9,483	931	－2,558	5,027	－6,082	29,375	－13,311	16,063	－5,686	4,295
1977.....	120,816	－151,907	－31,091	1,731	－3,565	5,680	－27,246	32,354	－14,217	18,137	－5,226	－14,335
1978.....	142,075	－176,002	－33,927	857	－3,573	6,879	－29,763	42,088	－21,680	20,408	－5,788	－15,143
1979.....	184,439	－212,007	－27,568	－1,313	－2,935	7,251	－24,565	63,834	－32,961	30,873	－6,593	－285
1980.....	224,250	－249,750	－25,500	－1,822	－997	8,912	－19,407	72,606	－42,532	30,073	－8,349	2,317
1981.....	237,044	265,067	－28,023	－844	144	12,552	－16,172	86,529	－53,626	32,903	－11,702	5,030
1982.....	211,157	－247,642	－36,485	112	－992	13,209	－24,156	91,747	－56,583	35,164	－16,544	－5,536
1983.....	201,799	－268,901	－67,102	－563	－4,227	14,124	－57,767	90,000	－53,614	36,386	－17,310	－38,691
1984.....	219,926	－332,418	－112,492	2,547	－8,438	14,404	－109,073	108,819	－73,756	35,063	－20,335	－94,344
1985.....	215,915	－338,088	－122,173	－4,390	－9,798	14,483	－121,880	98,542	－72,819	25,723	－21,998	－118,155
1986.....	223,344	－368,425	－145,081	－5,181	－8,779	20,502	－138,538	97,064	－81,571	15,494	－24,132	－147,177
1987.....	250,208	－409,765	－159,557	－3,844	－8,010	19,728	－151,684	108,184	－93,891	14,293	－23,265	－160,655
1988.....	320,230	－447,189	－126,959	－6,320	－3,013	21,725	－114,566	136,713	－118,026	18,687	－25,274	－121,153
1989.....	359,916	－477,665	－117,749	－6,749	3,551	27,805	－93,142	161,287	－141,463	19,824	－26,169	－99,486
1990.....	387,401	－498,438	－111,037	－7,599	7,501	30,270	－80,864	171,742	－143,192	28,550	－26,654	－78,968
1991.....	414,083	－491,020	－76,937	－5,274	16,561	34,516	－31,135	149,214	－125,084	24,130	9,904	2,898
1992.....	439,631	－536,528	－96,897	－1,448	19,969	39,164	－39,212	133,766	－109,531	24,234	－36,636	－51,613
1993.....	456,943	－589,394	－132,451	1,385	19,714	41,041	－70,310	136,057	－110,741	25,316	－39,812	－84,806
1994.....	502,859	－668,690	－165,831	2,570	16,305	48,463	－98,493	166,521	－149,375	17,146	－40,265	－121,612
1995.....	575,204	－749,374	－174,170	4,600	21,772	51,414	－96,384	210,244	－189,353	20,891	－38,074	－113,567
1996.....	612,113	－803,113	－191,000	5,385	25,015	56,535	－104,065	226,129	－203,811	22,318	－43,017	－124,764
1997.....	678,366	－876,794	－198,428	4,968	22,152	63,035	－108,273	256,804	－244,195	12,609	－45,062	－140,726
1998.....	670,416	－918,637	－248,221	5,220	10,210	66,651	－166,140	261,819	－257,554	4,265	－53,187	－215,062
1999.....	698,034	－1,034,345	－336,310	－7,245	6,836	72,481	－264,239	293,925	－280,037	13,888	－50,428	－300,779
2000.....	784,181	－1,230,413	－446,233	－6,610	2,714	71,349	－378,780	350,918	－329,864	21,054	－58,645	－416,371
2001.....	730,277	－1,152,257	－421,980	－8,398	－3,217	69,201	－364,393	290,797	－259,075	31,722	－64,487	－397,158
2002.....	696,268	－1,171,613	－475,345	－12,761	－4,334	71,916	－420,524	280,942	－253,544	27,398	－64,948	－458,074
2003.....	728,258	－1,269,802	－541,544	－17,062	－12,249	76,671	－494,183	320,456	－275,147	45,309	－71,794	－520,668
2004.....	819,870	－1,485,501	－665,631	－17,232	－15,328	88,846	－609,345	413,739	－346,519	67,219	－88,362	－630,488
2005.....	909,016	－1,692,817	－783,801	－15,512	－13,121	98,258	－714,176	535,263	－462,905	72,358	－105,772	－747,590
2006.....	1,035,868	－1,875,324	－839,456	－11,652	－9,743	101,611	－759,240	682,221	－634,136	48,085	－91,481	－802,636
2007.....	1,160,366	－1,983,558	－823,192	－10,701	4,576	127,217	－702,099	829,602	－730,049	99,553	－115,548	－718,094
2008.....	1,304,896	－2,139,548	－834,652	－13,375	19,103	130,122	－698,802	796,528	－644,554	151,974	－122,026	－668,854
2009.....	1,068,499	－1,575,443	－506,944	－13,378	14,951	130,463	－374,908	588,203	－466,783	121,419	－124,943	－378,432

1 センサス・データをベースに、国際・国民経済計算体系と概念上および定義上の整合性を図るため所定の調整を行ったもの。センサス対象外のデータの補足、国際経済計算上別勘定で記録されている重複データの削除、標準的定義に基づく取引の評価のほか、古い時期のデータについては、期間帰属の適切性を図るための調整が行われている。

2 米国の無償軍事協力プログラムのもとでの財・サービスの移転を含む。

3 金、IMF特別引き出し権（SDR）、外国通貨、米国のIMFリザーブ・ポジションからなる。

次ページに続く

出所）「米国経済白書 2012」[エコノミスト] 毎日新聞社、2012年5月、383～384頁

表Ⅲ－１ 続き 米国の国際収支（1952～2010年）

[100万ドル、四半期データは季調済み、貸方（＋）、借方（－）]

年/四半期	その他の 資本移転 収支	対外資産負債残高の増減							統計的不突合	
		米国保有海外資産の純増、 金融デリバティブを除く [増加/金融流出（－）]			外国保有米国資産の純増、 金融デリバティブを除く [増加/金融流入（＋）]			金融 デリバティブ 収支	合計 （各項目の 合計、 符号は逆）	季調による 不突合分
		合計	米国保有の 公的 準備資産 ³	その他の 米国政府 保有 海外資産	米国民間 保有 海外資産	合計	外国保有の 公的 米国資産	その他の 外国保有 米国資産		
1952.....			－415							
1953.....			1,256							
1954.....			480							
1955.....			182							
1956.....			－869							
1957.....			－1,165							
1958.....			2,292							
1959.....			1,035							
1960.....		－4,099	2,145	－1,100	－5,144	2,294	1,473	821	－1,019	
1961.....		－5,538	607	－910	－5,235	2,705	765	1,939	－989	
1962.....		－4,174	1,535	－1,085	－4,623	1,911	1,270	641	－1,124	
1963.....		－7,270	378	－1,662	－5,986	3,217	1,986	1,231	－360	
1964.....		－9,560	171	－1,680	－8,050	3,643	1,660	1,983	－907	
1965.....		－5,716	1,225	－1,605	－5,336	742	134	607	－457	
1966.....		－7,321	570	－1,543	－6,347	3,661	－672	4,333	629	
1967.....		－9,757	53	－2,423	－7,386	7,379	3,451	3,928	－205	
1968.....		－10,977	－870	－2,274	－7,833	9,928	－774	10,703	438	
1969.....		－11,585	－1,179	－2,200	－8,206	12,702	－1,301	14,002	－1,516	
1970.....		－9,337	2,481	－1,589	－10,229	7,226	7,775	－550	－219	
1971.....		－12,475	2,349	－1,884	－12,940	23,687	27,596	－3,909	－9,779	
1972.....		－14,497	－4	－1,568	－12,925	22,171	11,185	10,986	－1,879	
1973.....		－22,874	158	－2,644	－20,388	18,388	6,026	12,362	－2,654	
1974.....		－34,745	－1,467	366	－33,643	35,227	10,546	24,682	－2,444	
1975.....		－39,703	－849	－3,474	－35,380	16,870	7,027	9,843	4,717	
1976.....		－51,269	－2,558	－4,214	－44,498	37,839	17,693	20,147	9,134	
1977.....		－34,785	－375	－3,693	－30,717	52,770	36,816	15,954	－3,650	
1978.....		－61,130	732	－4,660	－57,202	66,275	33,678	32,597	9,997	
1979.....		－66,054	－1,133	－3,746	－61,176	40,693	－12,526	53,218	25,647	
1980.....		－86,967	－8,155	－5,162	－73,651	62,037	16,649	45,388	22,613	
1981.....		－114,147	－5,175	－5,097	－103,875	85,684	6,053	79,631	23,433	
1982.....		－127,882	－4,965	－6,131	－116,786	95,056	3,593	91,464	38,362	
1983.....		－66,373	－1,196	－5,006	－60,172	87,399	5,845	81,554	17,666	
1984.....		－40,376	－3,131	－5,489	－31,757	116,048	3,140	112,908	18,672	
1985.....		－44,752	－3,858	－2,821	－38,074	144,231	－1,119	145,349	18,677	
1986.....		－111,723	312	－2,022	－110,014	228,330	35,648	192,681	30,570	
1987.....		－79,296	9,149	1,006	－89,450	247,100	45,387	201,713	－7,149	
1988.....		－106,573	－3,912	2,967	－105,628	244,833	39,758	205,075	－17,107	
1989.....		－175,383	－25,293	1,233	－151,323	222,777	8,503	214,274	52,299	
1990.....	－7,220	－81,234	－2,158	2,317	－81,393	139,357	33,910	105,447	28,066	
1991.....	－5,130	－64,388	5,763	2,924	－73,075	108,221	17,389	90,833	－41,601	
1992.....	1,449	－74,410	3,901	－1,667	－76,644	168,349	40,477	127,872	－43,775	
1993.....	－714	－200,552	－1,379	－351	－198,822	279,758	71,753	208,005	6,314	
1994.....	－1,111	－178,937	5,346	－390	－183,893	303,174	39,583	263,591	－1,514	
1995.....	－222	－352,264	－9,742	－984	－341,538	435,102	109,880	325,222	30,951	
1996.....	－7	－413,409	6,668	－989	－419,088	547,885	126,724	421,161	－9,705	
1997.....	－256	－485,475	－1,010	68	－484,533	704,452	19,036	685,416	－77,995	
1998.....	－8	－353,829	－6,783	－422	－346,624	420,794	－19,903	440,697	148,105	
1999.....	－4,176	－504,062	8,747	2,750	－515,559	742,210	43,543	698,667	66,807	
2000.....	－1	－560,523	－290	－941	－559,292	1,038,224	42,758	995,466	－61,329	
2001.....	13,198	－382,616	－4,911	－486	－377,219	782,870	28,059	754,811	－16,294	
2002.....	－141	－294,646	－3,681	345	－291,310	795,161	115,945	679,216	－42,300	
2003.....	－1,821	－325,424	1,523	537	－327,484	858,303	278,069	580,234	－10,391	
2004.....	3,049	－1,000,870	2,805	1,710	－1,005,385	1,533,201	397,755	1,135,446	95,107	
2005.....	13,116	－546,631	14,096	5,539	－566,266	1,247,347	259,268	988,079	33,758	
2006.....	－1,788	－1,285,729	2,374	5,346	－1,293,449	2,065,169	487,939	1,577,230	－4,727	
2007.....	384	－1,475,719	－122	－22,273	－1,453,324	2,107,655	481,043	1,626,612	79,552	
2008.....	6,010	156,077	－4,848	－529,615	690,540	454,722	550,770	－96,048	84,991	
2009.....	－140	－140,465	－52,256	541,342	－629,552	305,736	450,030	－144,294	162,497	
2009: I	－20	112,726	－982	244,102	－130,394	－111,916	107,912	－219,828	7,221	7,761
II	－29	31,734	－3,632	193,750	－158,384	－28,348	128,667	－157,015	69,815	－1,796
III	－36	－276,241	－49,021	57,736	－284,956	342,385	96,616	245,769	19,899	－19,298
IV	－56	－8,685	1,379	45,754	－55,817	103,615	116,835	－13,220	－14,779	13,336
2010: I	－3	－301,389	－773	9,433	－310,048	320,217	72,507	247,710	74,494	11,715
II	－2	－141,177	－165	－2,441	－138,572	162,096	43,568	118,528	92,249	－4,273
III p.....	－8	－324,506	－1,096	571	－323,981	506,126	141,614	364,512	－54,385	－19,773

(注) 国際収支に基づくデータ。1999年以降においては、米国海外軍需品販売プログラムによる軍需品輸出および米軍関係機関による海外での石油輸入は「財」に含まれ、「軍事取引収支」から除かれている。同じく1999年以降、航空機や船舶が海外で購入した燃料は、「旅行・輸送収支」ではなく「財」の輸出入に分類されている。
(出所) 米国商務省（経済分析局）

から回復を始めたものの、八三年の世界貿易は三年連続縮小し、世界経済の景気後退に加え、国内の対応措置はアメリカの輸出に対する需要を一層制約することになった。

こうした国内の経済環境に加え、国際貿易の困難が拡大したことに対応して、八〇年代のアメリカの貿易政策は議会を中心に保護貿易主義的傾向を強めた。レーガン大統領が発表した新通商政策は「自由・公正貿易」の実現を目標に、海外の不正な貿易慣行への対抗に主眼を置いたのが最大の特徴であった。「一九七四年通商改革法」三〇一条（不正な貿易慣行に対する報復措置の適用）の積極的活用である。レーガン政権は発足以来、ともかくも「新自由貿易主義」をとえ、新通商政策のねらいのひとつが議会に対して保護主義機運の圧力をかわすことであった。しかし、三〇一条は「八四年通商関税法」三〇四条の改正で適用範囲が拡大される。¹⁷とくに、下院において地域利害がストリートに連邦レベルの政策措置につながりやすく、厳しさを増していく貿易摩擦のダイナミズムが作用していた。このような保護貿易主義の圧力は下院で「八七年貿易・国際経済政策改革法」、上院では「八七年包括貿易法案」がそれぞれ提出されるという動きになってきた。レーガン政権の貿易政策は全体としてみれば、自由貿易を標榜しながら、現実には保護主義的措置が拡大するという矛盾に満ちたものとなった。「大統領の一貫した目標は、国内および国外双方における自由貿易であった。しかしながら、国内の政治的圧力に対応して、レーガン政権はフーバー政権以来のどの政権よりも貿易に関してより新たな制限を押し付けた。」¹⁸こうしたレーガン政権の貿易政策は八〇年代の産業再生のもうひとつの枠組みを与えるものであったが、それはGATTを制度的枠組みとした戦後自由貿易体制に大きく変質を迫るものであり、戦後ボックス・アメリカナの世界的政治経済秩序の変質を示す重要な転換点となった。

一九七四年通商法三〇一条の積極的適用やドル高是正への協調介入（一九八五年九月のプラザ合意）等によって期待

されたアメリカの貿易赤字の縮小は、対日赤字に関してはほとんど効果がなかった。その間、アメリカでは産業の地盤沈下、競争力低下に対する危機感が強まっていった。そして、外国の不正貿易慣行に対する報復が大統領に委ねられているために三〇一条が十分に活用されず、またその実施手続きに時間がかかり過ぎることから、三〇一条が外国の市場開放の手段としては不十分であるという批判が強くなっていく。そこで議会は、通商・金融等の分野における規制強化によってアメリカ産業の利益擁護、輸出促進、競争力強化を図るための教育・訓練とともに三〇一条の強化（スーパー三〇一条）を盛り込んだ一九八八年包括通商・競争力法を制定した。¹⁹

一九八八年包括通商・競争力法（Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988）は、一九八八年八月二三日にレーガン大統領の署名を得て発効した。法案は上下両院における三年以上にわたる超党派的な努力の結果であり、一九八五年に提案され、八八年四月二一日市場閉鎖の事前通告に関する条項に反対するというレーガン政権の主張をほぼ取り入れ、妥協案が成立した。下院は三二二対一〇七、一週間後に上院も六三三対二六で可決した。それにもかかわらずレーガン大統領は保護主義的色彩が強すぎるとして拒否権を行使したが一部削除のうえ議会に再提出され下院が三七六対四五で通過、上院八五対一一で可決成立した。²⁰ 同法の特徴は、単に貿易に関する施策だけでなく、教育などの国内政策も含んだ総合的なものである。反ダンピング法の強化と相殺関税法の改正、外国の不正貿易慣行への規制強化、知的所有権の保護とプロセス保護のための特許法、エクソン・フロリオ（Exon-Florio）条項などのほか、先述の競争力強化のための教育・訓練の規定を含み、経済力ないし国際競争力の低下したアメリカ産業に対し広範な分野の対応措置を規定した。²² 八八年包括通商・競争力法三〇一条は七四年通商改革法の第三〇一条を大幅に修正したもので、通常の三〇一条より強力であるためスーパー三〇一条と呼ばれる。これは「不正」な貿易のケースと認定さ

れた場合、その不公正貿易慣行に関して調査期間と必要な場合の対抗措置の発動の権限を大統領から通商代表部（USTR）に委譲するようにしたものである。しかし、大統領は依然、報復の手法とタイミングに関する管理権限を保持していた。⁽²³⁾当初、スーパ一三〇一条は二年間の時限立法であったが、一九九四年三月には再びクリントン大統領の署名を得て二年間復活し、さらにその後、大統領行政令により九七年まで延長された。そして、九九年一月にもクリントン大統領の行政令により再び二年間の時限で復活した。

八八年法ではこの一三〇一条（いわゆるスーパ一三〇一条）に加え、第一三〇三条（いわゆる特定三〇一条）を追加した。これは知的財産保護が不十分なため自国企業の公正な市場アクセスが阻害されている場合に国を特定して第三〇一条をより迅速に適用するものである。USTRは知的財産権の適切かつ効果的な保護を拒否している国を交渉優先国として特定し、三〇日以内に三〇一条調査が開始された場合、三〇日以内に報復措置を取るとした。その他の特定三〇一条の特徴としてGATTによるウルグアイ・ラウンドにおける交渉継続の権限を大統領に認めた。とくに、大統領は銀行業、保険その他サービス分野で市場開放に向けた協定・交渉のためのあらゆる努力を尽くした。また早速、日本に対して東芝機械の親会社、東芝からの政府調達に関して三年間の禁止措置を要求した。これはソ連に向けた技術売却に伴い、輸出管理に違反したというものであった。特定三〇一条の新設においても知的財産権を貿易政策として重視するアメリカの意図があった。⁽²⁴⁾

八八年包括通商・競争力法はその目的として自由貿易（free trade）から公正貿易（fair trade）への転換を意味した。すなわち貿易赤字が拡大するにともない、それが政治的および経済問題となり、保護貿易主義者による同法の議会ロビー活動が活発化するに至り政府と国民の関心は自由貿易に対する支持を外国政府の主張（agents）とみなすように

なった。⁽²⁵⁾ アメリカ政府は外国政府が基本的に互恵的な貿易政策を執らないかぎり他諸国の財・サービスに対してアメリカ国内市場を開放することはないとした。むしろ、不公正な貿易慣行とみなされる取引に反対するにあたっては将来に報復する意志を示した。⁽²⁶⁾ そして、八八年包括通商・競争力法の成立はGATT体制における多国間協議による交渉を避けるために、二国間あるいは一方的な通商交渉に重点を移していった。この強権的かつ市場開放的な貿易政策はアメリカ企業の収益性低下と失業者増大を背景にますます必要性から強調されるに至り、戦後通商体制の決定的な転換を意味した。

先述したように、アメリカの貿易政策理念は一九八五年のレーガン政権の新通商政策によって自由貿易主義から公正貿易主義への転換を意味した。アメリカは公正貿易を「同じ土俵での競争」⁽²⁷⁾とみなしており、これはアメリカと諸外国との間の貿易をめぐる競争条件等を同等のものとすることを意図したものであった。アメリカの公正貿易の要求は新しい相互主義といわれる。同時に制裁の脅しを伴う相互主義であるが、異なる競争条件のもとでの競争が先端技術部門、農業、サービス産業等アメリカの競争力の強い部門の輸出を抑制し、それが経済全体の収支不均衡の原因になっているという見方である。そこでの貿易政策理念上の特徴は、一方的貿易主義からの乖離を意味する点である。⁽²⁸⁾ すなわち、諸外国はアメリカ市場への自由なアクセスが確保されている一方で、自らの市場は不公正な障壁で保護しアメリカ製品のアクセスを妨げているとし、貿易相手国の一方的市場開放や輸入の自主拡大を要求するという相互主義的貿易政策に転換したのである。

四 輸入保護主義

アメリカの保護主義は、一九八〇年代に入ると七〇年代以降の輸入保護主義を継続しつつも大きく変質する。これは前述の三〇一条アプローチと地域主義の台頭であるが、とくに三〇一条アプローチはバグワティによって輸入保護主義と呼ばれた。⁽²⁹⁾ アメリカの輸出を阻害する不公正貿易慣行の申し立ては、通商法三〇一条によっておこなうことができるが、この条項は八〇年代初頭、精力的に使われた。この「ばかげていてしかも危険な三〇一条規定」は国際收支黒字の諸国をねらい、これら諸国に対して苛酷な対応を求めている。⁽³⁰⁾

バグワティによると、輸出を不法に阻害するのが不公正貿易慣行だとすると、単に危険な通商立法や三〇一条適用の活発化を招くだけではない。これがまた、市場の開放性や公正な参入という問題が規則に照らして判定されるのではなく、もっぱら「結果」を基準にして判断されるといえる、という。⁽³¹⁾ 望んでいた輸出量という結果がはつきりと目に見えないかぎり、それは不可解かつ不公正な保護がある確実な証拠と解釈される。不公正な貿易をめぐる、こうした雰囲気は現実を生み出す結果は、二国間貿易についての数量重視とともに、一国の輸入についての「輸出自主規制 (voluntary export restraints : VER)」があり、バグワティは、一国の輸出についての「輸入自主拡大 (voluntary import expansions : VIE)」によって代替させて、この動きを危険なものに見なしている。⁽³²⁾

こうした保護貿易主義が台頭する経緯と背景に触れる。アメリカの貿易政策はケネディ政権後、鉄鋼、家電品、通信機器、自動車等の輸入が急増した。それに伴って、これら産業の経営者と労働組合は輸入規制を求めて議会に強く働きかけた。アメリカの最大の労働組合 AFL-CIO は、これまで自由貿易政策の支持者であったが、輸入競争に

よる失業の増大という事態に直面して保護貿易政策支持へと転換した。議会に提出された保護貿易政策支持者による輸入規制法案は前述の七〇年のミルズ法案と七二年のバーク・ハートケ法案が顕著である。加えて、七四年通商改革法は関税および非関税障壁の軽減撤廃を図りながら、他方でその枠外で繊維、鉄鋼、その他の輸入品に輸入規制措置（対米輸入自主規制）が導入された。先述の農産品につづき、工業品においても繊維製品のような労働集約的な軽工業品から輸入抑制がはじまった。繊維製品の輸入が顕著なため日本政府に繊維製品の輸出自主規制（voluntary export restraints : V E R）を要請し、一九九七年から五年間の自主規制協定（voluntary restraints agreements : V R A）が結ばれた。⁽³³⁾さらに、繊維製品の輸入規制を包括的に発展途上国からの輸入全体の抑制をすべく国際協定の作成をめざした。これは一九の主要貿易国の間で一九六一年に綿製品貿易に関する短期取決め（Short-Term Agreement on Cotton Textile Trade : S T A）、一九六二年の有効期間五年間の綿製品貿易に関する長期取決め（Long-Term Agreement on Cotton Textile Trade : L T A）として締結された。L T Aは期間を五年として締結、六七年、七〇年、七三年に更新され、六〇年代を通じて綿製品貿易を規制した。⁽³⁴⁾S T A、L T AともにG A T Tの枠組みの下でおこなわれているが、数量制限を導入する保護主義的協定であり、⁽³⁵⁾G A T Tの基本原則に背くものであった。これはS T A、L T Aの締結に先立って、一九五九年、六〇年のG A T T協議ではアメリカ主導により市場攪乱（Market disruption）について議論されたことにもとづいている。

輸出自主規制（V E R）と輸入自主規制（V I E）はともに、自由貿易の原則からすると、逆説的であるが、問題とされるのは規則であって、量的な結果ではないのである。輸出自主規制は特定の諸国への輸出割当と規制の適用を強制することで、その特定国からの特定商品の輸入を制限する。一方、輸入自主拡大は、あらゆる可能な手段によって、

特定諸国による特定商品の輸入を要求する。輸出自主規制は輸入保護主義を反映し、輸入自主拡大は輸出保護主義を構成する。また、アンチダンピング措置は、行政的価格設定や補助金相殺措置等の価格規制措置 (price control measures) とともに非関税措置としてとらえられる。アンチダンピング措置は先述の一九八八年包括通商・競争力法において、国内政策も含み強化が図られたものであった。これには反ダンピング法とともに相殺関税法の改正とも外国の不正貿易慣行への規定強化、知的所有権の保護とプロセス保護のための特許法、エクソン・フロリオ条項等がある。アンチダンピング措置は一九五〇年代後半からアメリカの鉄鋼輸入が次第に増加し、鉄鋼輸入を制限しようとする動きが高まったことに端緒をもっている。これにはアメリカの鉄鋼業者によるダンピング提訴がおこなわれたほか議会においても輸入制限立法活動が繰り返しおこなわれている。そのため日本やEC諸国の鉄鋼業者はこの圧力の前に一九六九年から三年間、さらに七二年から二年半の対アメリカ鉄鋼輸出についての輸出自主規制 (VER) をおこなえない状況に追い込まれた。また、輸出自主規制は対アメリカ輸出量の伸びを二・五〜三%に抑えるというものであった。

こうした状況はクリントン政権における貿易政策において自国の経済的覇権のための競争力強化や経済成長と雇用の確保、そしてそのために必要な輸出の拡大策をとるなど経済を安全保障の中心におく経済安全保障を掲げる。対外経済政策の調整と立案をおこなう国家経済会議 (NEC) を設け、自国の経済的利益を最優先させるアメリカ優先主義を掲げ、アメリカ自身の強化を目指した。とくに、対日要求はより強硬となり、スーパー三〇一条の復活と数値目標の設定、結果を重視する管理貿易に傾斜し、保護貿易主義の強化を指向する。一般に、管理貿易については、素朴な意味での自由貿易政策に含められないものすべてを管理貿易と位置付けることもできる。まず、GATT、WTO

の枠組みにおいて認められている諸措置が考えられる。これには譲許税率の決定・運用、セーフガード（緊急輸入制限）の発動、ダンピング防止税や相殺関税の賦課、発展途上国に対する一般特恵関税の適用などがあり、効率的かつ公平な貿易構造の実現と多角的あるいはルール志向的な管理貿易といえることができる。一方、二国間ベースで取りきめられる輸出自主規制やその他の市場秩序維持協定（Orderly Marketing Agreement : OMA）などの結果主義的貿易政策も管理貿易に含まれる。また、クリントン政権では、前述結果を重視する管理貿易を推進すべく、それまで各省庁ごとに分散していた輸出促進策を統合して「国家輸出戦略」をはじめて策定した。クリントン政権の貿易政策はさらに、ウルグアイ・ラウンドを推進する多国間主義、NAFTA策定等の地域主義、そして対日、対EC貿易交渉等の二国間主義から成っていた。

ブッシュ政権における貿易政策は「競争的自由主義」という政策理念を掲げるものの、経常収支赤字は継続し、クリントン政権の貿易政策を継承する。とくに、経常収支赤字の拡大の原因として挙げられるのは、アメリカにとって最大の貿易相手国となった中国の台頭である。中国に対するアメリカの通商交渉の基本方針は、対話と圧力という硬軟両面作戦でのぞんだ。オバマ政権のもとでも米中戦略・経済対話（S&ED）や米中合同商業通商委員会（JCCT）³⁶などで対話しながら、一方で中国の保護的措施に対してWTO提訴、アンチダンピング税や相殺関税の賦課といった通商救済ルールの活用等、積極的な手法をとる。

アメリカの貿易収支赤字は中国に対してのみ拡大したのではなく、二〇〇二年以降、カナダ、メキシコ等NAFTAでおおよそ九五〇億ドル、ECに対しても約九〇〇億ドルと悪化しているのである。貿易収支赤字の拡大はかつての日米摩擦に照らしてもアメリカ国内における保護主義圧力の上昇を示す指標であるが、アメリカ産業、労働者への打

撃という点からアメリカ国内の懸念を増幅させているのが企業のグローバル化や国際調達（アウトソーシング）の進展である。とくに、アメリカ製造業は輸入の拡大による打撃や政府規制、税、社会保障負担、医療制度などによりアメリカ産業の競争力低下に対する危機感を強めている。これに対して政府は、アメリカ製造業の直面する問題を探るとともに、産業界の要望を政策に反映させるための窓口として「大統領製造業評議会」（President's Manufacturing Council）を設置して技術革新、教育、政府規制のコスト軽減、ヘルスケア制度改革等々の国内問題に関して提言を行っている。対外政策の貿易関連ではアメリカ企業が内外の市場で公正な競争機会獲得のための外国の障壁除去や市場開放と貿易協定遵守の確保を強く求めた。一方でアメリカ国内の産業を保護したり補助金を供与するのは自由貿易主義の政策理念に反するものとの姿勢を貫いている。

- (1) I. M. Destler, "American Trade Politics : System Under Stress,"

Institute for International Economics, The Twentieth Century Fund, 1986, PP.37-38

この行動は、一九七二年の大統領選挙の前に、主にインフレを悪化させずにアメリカ経済を活気づけることをめざしたものであった。したがって、それはまた、国内の景気刺激手段と賃金および物価の統制をも含んでいた。

- (2) 松村文武「現代アメリカ国際収支の研究」東洋経済新報社、昭和六〇年六月、六八頁
- (3) Economic Report of the President, January 1977, P.298
- (4) Ibid., January 1970, PP.126～132
- (5) 石崎昭彦、佐々木隆雄、鈴木直次、春田素夫著「現代のアメリカ経済」東洋経済新報社、昭和六二年八月、一九六頁
- (6) I. M. Destler, op. cit., P.39

(7) 戦後国際経済体制の理念は、周知のように、自由・無差別多角的貿易体制であるが、アメリカの当初の目標は自由貿易よりも無差別多角的貿易体制にあり、その実現のためには関税引き下げよりも差別撤廃を重視していた。これは為替管理と貿易数量制限の撤廃、同時に市場開放や機会均等要求にもとづいて特惠関税や保護関税よりも差別を悪とみなしていた。これには第二次大戦の原因がブロック化などの経済的差別にあるとの一般的認識もあり、無差別原則は国際経済体制における理念として一層強調されていた。

(8) 中本悟「現代アメリカの通商政策」有斐閣、一九九九年一〇月、三二頁

(9) Harold Underwood Faulkner, "American Economic History," Harper & Row, 1960, P.647

(10) H. W. Arndt, "The Economic Lessons of Nineteen-Thirties," Frank Cass & Lo L.T.D., 1963, PP.31~32

(11) 小山久美子「米国関税の政策と制度」お茶の水書房、二〇〇六年一月、一二~一五頁
ホーレイ・スモート法とフォード・ニール・マッカンバー法の成立要因に着目する。フォード・ニール・マッカンバー法をホーレイ・スモート法伸縮関税条項と関連づけて同条項成立の意義を取り上げたことはなかったが、伸縮関税条項成立をフォード・ニール・マッカンバー法に遡り考察している。

(12) C. P. Kindleberger, "The World in Depression 1929~1939," PP.131~135 (石崎昭彦、木村一朗訳「大不況の世界一九二九年~一九三九年」、東京大学出版会、一九八二年一月、一〇九頁)

(13) Harold Underwood Faulkner, op. cit., P.647

(14) Abraham Berglund, "The Reciprocal Trade Agreement Act of 1934," The American Economic Review, September 1935, Vol xxx, No 3, PP.415~417

(15) Frederick K. Adams, "Economic Diplomacy: The Export-Import Bank and American Foreign Policy," University of Missouri Press, 1976, PP.87~90

互恵通商協定をめぐるのは、国務長官のコーデル・ハル (Cordell Hull) とブレーンであったセイヤー (Francis B. Sayre) と農業調整局にいたピーク (George N. Peek) の対立とともに議会においても与党と野党の対立があった。

- (16) Economic Report of the President, February 1990, P.91
一九八二年から八七年の経常収支赤字は、高金利によるインフレ率の低下のほか、国内貯蓄率の低下とそれ以上の投資過剰にもあつた。貯蓄率が回復するにしたがい、ピークの八七年以降、経常収支赤字は三〇%以上が削減された。
- (17) 地主敏樹、村山裕三、加藤一誠編著「現代アメリカ経済論」ミネルヴァ書房、二〇一二年四月、二三三頁
第二期目のレーガン政権は、議会の圧力に抗しきれず、通商政策の重点を自由貿易から公正貿易に移し、七四年通商法三〇一条の積極的な発動と一方主義を使った外国政府の不正貿易慣行の是正、二国間交渉の強化、さらにF T Aの推進を表明した。
- (18) J. David Richardson, "U. S. Trade Policy in the 1980's : Turns and Road. Not Taken," Martin Feldsten, (ed) American Economic Policy in the 1980's, University of Chicago Press, 1994, P.628
- (19) Edward S. Kaplan, "American Trade Policy 1923~1995," Greenwood Press, 1996, P.114
- (20) Ibid., P.116
- (21) 通商摩擦問題研究会編 福島栄一監修、「米国の八八年包括通商・競争力法」日本貿易振興会、一九八九年四月、一一～一五頁
これは一九五〇年国防生産法 (Defence Production Act) の修正で、諸外国の対米直接投資に影響を与えると予想された条項である。この条項は国防関連の企業の合併、買収、取得が国家安全保障を損なうと判断された場合、大統領はその取引を中止または禁止することができるというものである。また、この条項が八八年包括通商・競争力法の中に盛り込まれた直接の契機は、富士通のフェアチャイド買収の動きにあつたとされる。
- (22) 前書、一〇一～一〇三頁
- (23) Edward S. Kaplan, op. cit., P.116
- (24) Ibid.,
- (25) Ibid.,
- (26) 通商摩擦問題研究会編「米国の八八年包括通商・競争力法」前書 一一～一二頁

SED (Strategic Economic Dialogue) はブッシュ政権のもと二〇〇六年ヘンリー・ポールソン財務長官の主導で始まった米中間の閣僚級経済対話。S & ED (Strategic and Economic Dialogue) はオバマ政権のもと、経済に加え、安全保障分野も対象に加えた米中対話。J CCTは両国の通商問題の特定、解決と通商機会の拡大の場として利用する。一九八三年に設置、二〇〇四年から閣僚級に格上げされた。SED、S & EDでは、両国のマクロ経済や金融制度、貿易・投資などの総論的な事項を、J CCT (Joint Commission on Commerce and Trade) では貿易・投資に関する各論的・実務的な事項を協議する。また、J CCTの会合はハイテク製品、農業および知的財産権保護に関して、WTO紛争となり得る七件の問題を解決した。